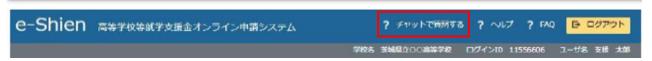
# 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien申請者向け利用マニュアル

## <新規申請編>

入学時に、「意向登録」「受給資格認定申請」を行うための専用マニュアルです。

●e-Shienの操作でご不明な点がある場合は、チャットボットを ご活用ください。それでも不明な場合は、e-Shienへルプデス クへメールでの問い合わせもご検討ください。

## 〈チャットボットについて〉



e-Shienの画面上部の右上に表示があります。操作で不明な点がある場合は、チャットボットをご活用ください。

## <e-Shienヘルプデスクについて>

•問い合わせ先:e-shien-

helpdesk@am.nttdata.co.jp

- ·対応時間: 土日祝日を除く平日 10時~18時
- ※回答までにお時間を頂戴する場合が ございます。ご了承ください。
- ※e-Shienシステムの操作に関すること」 以外のご質問については、お答えできません。

## ・問い合わせ方法

メール件名は「【申請者】e-Shien問い 合わせ」と記載してください。メール本文 は、右の内容をご記載ください。

※名前以外の個人情報は記載しないでください。

## 【問い合わせメールの例】

	差出人(M) ▼						
送信(S)		e-shien-helpdesk@am.nttdata.co.jp					
	宛先…	e-snien-neipdeskwam.nttdata.co.jp					
	C C(C)						
	件名(U)	【申請者】e-Shien問合せ					
e-Shien へルプデスク宛~							
ψ'							
○○と申します。↩							
e-Shien オンライン申請について、以下質問を送ります。↓							
4)							
■お名前:○○ □□-/							
■学校名:○○県立あいうえお高等学校↩							
■質問概要:ログイン時のパスワードを忘れてしまった↩							
■操作日:2023/07/01√							
■操作時刻:13:00頃→							
■ログイン ID:12345678↩							
■受付番号:R-XX-XXX-XX-XXXA							
■対象画面:ログイン画面↓							
■質問内容:ログイン時のパスワードを忘れてしまい、ログイン出来ません。↓							
パスワードの再発行はしてもらえるのでしょうか。↩							
l							

# e-Shien申請者向け利用マニュアル(操作説明)

# 1. e-Shienにログインする

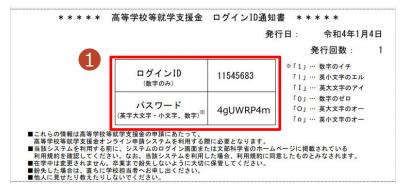
e-Shienを使用するために、システムヘログインします。

https://www.e-shien.mext.go.jp/

#### 1. ログイン画面



#### ログインID通知書のサンプル



#### 手順

- ①ログインID通知書を見な がらログインIDとパスワー ドを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリック します。 3ページへ
- ③チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

### 補足

- 「パスワードを表示」により 入力したパスワードが確 認できます。
- Ⅲ表示言語は、"日本語" または"English"が選択 できます。
- e-Shienの「利用規約」 を確認できます。
  - ログインIDやパスワードが わからなくなった場合は、 学校に確認してください。
- ▼ e-Shienで利用可能な
  OS・ブラウザを確認できます。

## 2 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する(1/2)

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。就学支援金の支給を希望する場合、申請する意思(意向)があることを登録をした上で受給資格認定申請をする必要があります。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

#### 1. ポータル画面



### 2. 意向登録画面



#### 手順

- 内容を確認し、チェックします。
- 2就学支援金を申請をするかしないかを選択します。
  - 就学支援金の<mark>支給を希望</mark> <u>する</u>場合
    - ➡上部: 申請をします。
  - 保護者等の所得制限基準 (世帯年収約910万円 ※)を超えている場合
  - ・上記のほかの理由により受 給資格認定の申請を行わ ない場合
    - → 下部: 申請をしません。
  - ★所得制限基準を満たして いるか不明な場合は、申請 されることをお勧めします。
- 3「入力内容確認」ボタン をクリックします。
  - ※世帯構成によっては異なる場合が あります。

4ページへ

# 2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する(2/2)

#### 3. 意向登録確認画面



#### 手順

登録内容が正しいことを 確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

#### 補足

前の画面の選択内容を 修正する場合、「意向登 録に戻る」ボタンをクリック します。

#### 4. 意向登録結果画面



## 補足

・通常の所得制限(世帯年収約910万円)を超えて収入がある場合で、失職等により家計が急変したことで収入が減少(世帯年収約590万円程度)した場合に対象となります(家計急変支援制度)。こちらの申請を希望される場合は、学校へ連絡したうえで学校の指示に従ってください。

### 手順

- 1)意向の登録結果が表示 されます。
  - •就学支援金を**申請をす** る場合
  - → 中央の「続けて受給 資格認定申請を行 う」ボタンをクリックしま す。 「5ページへ」
  - •就学支援金を**申請を**し ない場合
    - ➡ 手続きは完了です。

## 補足

・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正する ことはできません。

学校に連絡し、学校による 登録解除後に再度登録し てください。

## 3. 受給資格認定の申請をする(1/15)

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(5~20ページで、各情報の登録方法を説明します。)

#### 1. ポータル画面



#### 手順

「認定申請」ボタンをクリックします。

#### 補足

・4ページの意向登録結果 画面から続けて受給資 格認定申請を行う場合、 次の「2.認定申請登録 (生徒情報)画面」から始 まります。

## 2. 認定申請登録 (生徒情報) 画面



### 手順

- 1記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2学校で登録された生徒 情報が表示されるので、 正しいことを確認し、住所 等を入力します。誤りが あった場合は、この画面 で修正してください。 生徒氏名の変更は学校 へ申し出てください。
- **3** 「学校情報入力」ボタン をクリックします <sub>6ページへ</sub>

## 補足

申請を中断した後に再 開する手順は、21ページ を参照してください。

# 3. 受給資格認定の申請をする(2/15)

### 3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)



#### 手順

- 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- ② 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
  - ・過去に他の学校に在籍した 期間がない場合
    - → 3 に進みます。
  - ・過去に他の学校に在籍した 期間がある場合
  - → 7ページへ
- ③「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。
  - ▶ 8ページへ



→ うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面



#### 補足

- 1-1 現在の学校で支給停止 期間<u>(休学していた期</u> <u>間)</u>がある場合、「あり」 にチェックします。
- 1-2 支給が停止されていた 休学していた期間を入 力します。
  - 前の画面の入力内容を 修正する場合、「認定 申請登録(生徒情報)に 戻る」ボタンをクリックしま す。

## 3. 受給資格認定の申請をする(3/15)

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

## 3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (2/2)



── 「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面



#### 手順

- ①「開く」ボタンをクリックします。
- ②「在学期間追加」ボタンを クリックし、学校の名称、在 学していた期間等を入力します。
- ③「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

#### 補足

- 誤って「開く」ボタンをクリック してしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。
  - <u>閉じずに次に進もうとすると</u> エラーになります。
- 支給停止期間 (休学していた期間) がある場合、 「あり」にチェックし、期間を入力します。
- Ⅲ 過去に在籍していた高等学校において就学支援金を受給していた場合は、過去に在籍していた高等学校から配布される「受給資格消滅通知」を提出します。

(まだ、配布されていない場合はその旨を就学支援金確認票1(5)に記載願います。)

## 3. 受給資格認定の申請をする(4/15)

## 4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面(共通)(1/3)



各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。

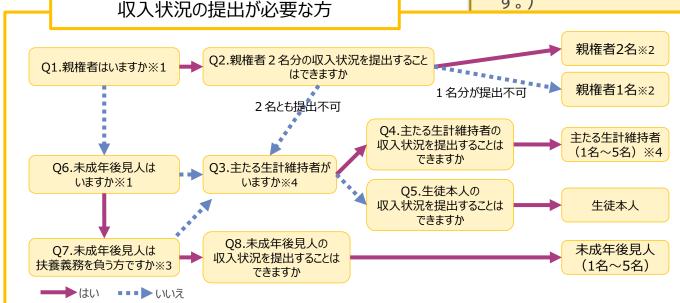
### 手順

1 収入状況の提出が必要 な保護者等を確認する ための質問に回答します。

9ページへ

#### 補足

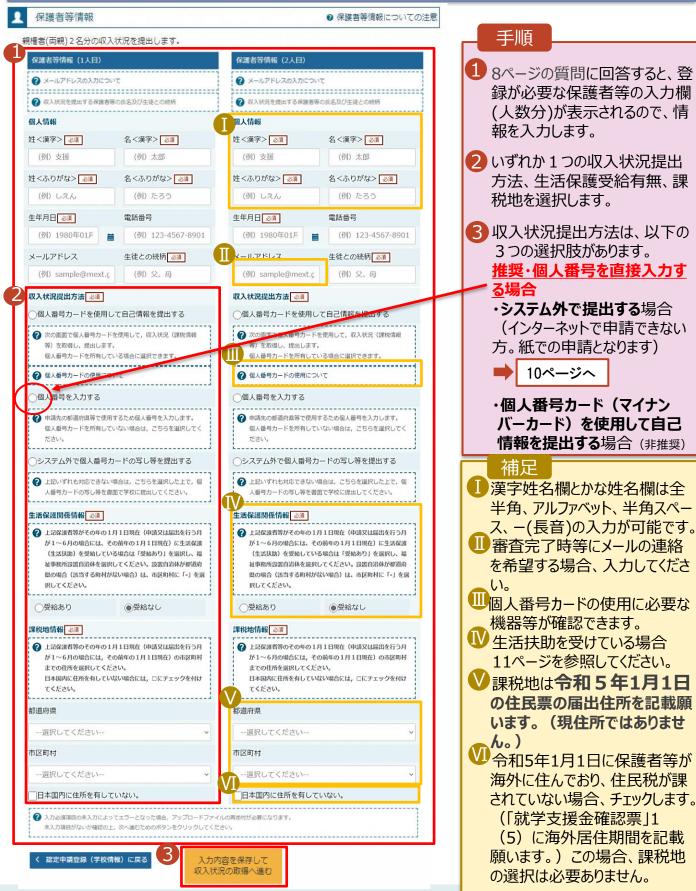
- 各質問で選択した回答 に合わせて次の質問が表示されます。(表示される 質問は回答の選択により 異なります。)
- ・個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。(個人番号カード等については、 ・ 控除対象配偶者の方も 提出する必要があります。)



- ※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「いいえ」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。
  - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
  - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合等 詳細は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。 (主たる生計維持者とは、基本的には生徒を扶養している方をさします。主たる生計維持者の方の収入状況を提出する場合は、扶養状況等の確認のために生徒本人の健康保険証(写)を提出ください。)

## 3. 受給資格認定の申請をする(5/15)

## 4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面(共通)(2/3)



# 3. 受給資格認定の申請をする(6/15)

収入状況提出方法は、選択肢が3つあります。いずれか一つを選択してください。



## Ⅲ個人番号を入力する(推奨)

- ・個人番号を打ち間違えることのないよう、必ず<u>入力した人と異なる人が正しい個人番</u> 号が入力されているか確認をしてください。
  - ・保護者等情報の氏名と個人番号カード等の氏名が同じであるか確認してください。 誤って他人の個人番号を入力された場合、審査結果に影響します。
- ・継続審査(毎年7月頃に実施)では、今回提出された個人番号で審査を行います。 選択後、 18ページへ
- ❶個人番号カードを使用して自己情報を提出する(非推奨)
  - ·e-Shienで自分の課税標準額等を確認することができます。
  - ・個人番号カード(マイナンバーカード)がない方は、提出できません。
  - ・税申告をしていない場合、エラーとなり提出できません。
  - ・継続審査(毎年7月頃に実施)では、オンライン申請が必須となります。 選択後、「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。
  - ※マイナポータルのシステムメンテナンスのため、自己情報の取得操作ができないときがあります。ログイン後の「お知らせ」タブを確認いただき、マイナポータルのシステムメン
- → テナンスについて記載がありましたらそのメンテナンス日を避けての申請をお願いします。
- 📶 システム外で個人番号カードの写し等を提出する

12ページへ

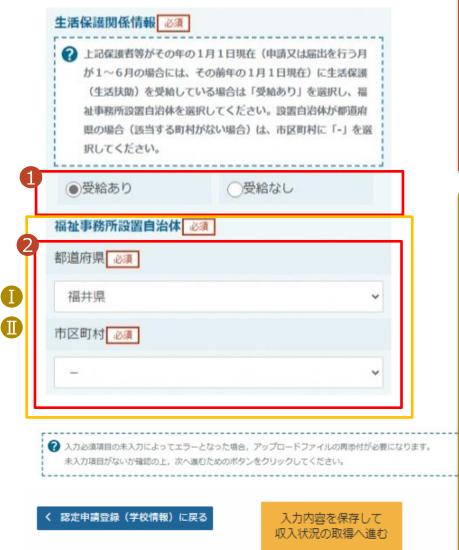
- ・個人番号カードの写しを提出される場合は、専用台紙をお渡しするため、各学校へご連絡ください。
- ・課税証明書を提出される場合は、<u>令和5年度</u>の課税証明書を提出ください。 今回の審査で課税証明書を提出された場合、継続審査(毎年7月頃に実施)の際 最新の課税証明書を提出していただく必要があります。
- ➡選択後、「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。

19ページへ

## 3. 受給資格認定の申請をする(7/15)

生活保護(生活扶助)を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (3/3)



#### 手順

- 1 生活保護(生活扶助) を受給している場合、「受 給あり」を選択します。
- ② 福祉事務所設置自治体 を選択します。

### 補足

「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は令和5年1 月1日に生活保護を受けている自治体を選択してください。(現住所ではありません。)

【参考:福祉事務所一覧】 https://www.mhlw.go.jp/st f/seisakunitsuite/bunya/hu kushi kaigo/seikatsuhogo/f ukusijimusyo/index.html

Ⅲ「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。
この場合、課税地の選択は必要ありません。

# 受給資格認定の申請をする(8/15)

#### 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(1/9)

※自己情報でエラーが出た場合は、 17ページをご参照ください。



#### 丰順

- 申請日をカレンダーから選択し ます。
  - ※必ず入学式の日を選択して ください!!
- 2 個人番号カード(マイナンバー カード)の本人確認を行うた め、個人番号カードをスマート フォン又はICカードリーダライタ にかざした後に、「個人番号 カード事前チェック」ボタンをク リックします。 13ページへ

### 補足

- 端末(パソコン、スマートフォン 等)にマイナポータルアプリをイ ンストールする必要があります。
  - ※利用するための推奨環境
  - Microsoft Windows 10.11
  - ·Android 6.0以上
  - ·iOS 14.0以上
- 下記のサイトよりマイナポータル アプリをダウンロードし、ご使用 中の端末にインストールしてく ださい。

等

【PCの場合】

https://imq.myna.go.jp/ manual/02/0006.html



**川** マイナポータルAP

#### 【スマートフォンの場合】

Android

https://imq.myna.go.jp/ manual/02/0026.html

iPhone

https://img.myna.go.jp/ manual/02/0027.html



マイナポータル デジタル庁 ツール

● ほしいちのリストに追加

## 3. 受給資格認定の申請をする(9/15)

#### 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

## 5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(2/9) ※マイナポータルの画面



#### 手順

1 【スマートフォンの場合】スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

【PCの場合】
ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。 (左側下図参照)

#### 補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再 度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を 確認してください。

## 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータルの画面



※自己情報でエラーが出た場合は、 17ページをご参照ください。

## 手順

- 1 個人番号カードの券面事項入 力補助用パスワードを入力します。
- 「OK」ボタンをクリックします。

14ページへ

## 補足

正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

# 3. 受給資格認定の申請をする(10/15)

#### 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

## 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(4/9)



※自己情報でエラーが出た場合は、 17ページをご参照ください。

#### 手順

 「マイナポータルから自己情報を 取得する」ボタンをクリックします。

#### 補足

以下の操作を行った場合、システム エラーが発生することがあります。正し い手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

#### 【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施

#### 【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得
- . . .

## 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面



#### 手順

 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、 再度個人番号カードを読み 取ります。

15ページへ

#### 補足

• 個人番号カードの読み取り については、13ページを参照 してください。

# 3. 受給資格認定の申請をする(11/15)

※自己情報でエラーが出た 場合は、17ページをご参照 ください。

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(6/9) ※マイナポータルの画面



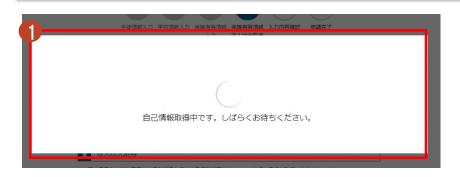
#### 手順

- 1個人番号カードの利用 者証明用電子証明書パ スワードを入力します。
- ②「OK」ボタンをクリックしま す。

### 補足

・利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、13ページで入力したものと同じです。

## 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータルの画面



- マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。

### 手順

1 自己情報取得中の画面 が表示されるので、完了 するまで待ちます。

### 補足

情報を取得できるまで、 20秒程度かかる場合が あります。エラーが表示されていない場合は正常に 処理が行われているため、 このまましばらくお待ちください。

エラーの場合はメッセージ が表示されます (画像は 例)。 ☞ 17ページ参照

## 3. 受給資格認定の申請をする(12/15)

#### 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

## 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(8/9)



#### 手順

1 12~15ページと同様の 手順で、2人目の保護者 等の個人番号カード事 前チェックと自己情報の 取得を行います。

### 補足

※自己情報でエラーが出た 場合は、17ページをご参照 ください。

## 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(9/9)



## 手順

 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認 (一時保存)」ボタンを クリックします。

19ページへ

### 補足

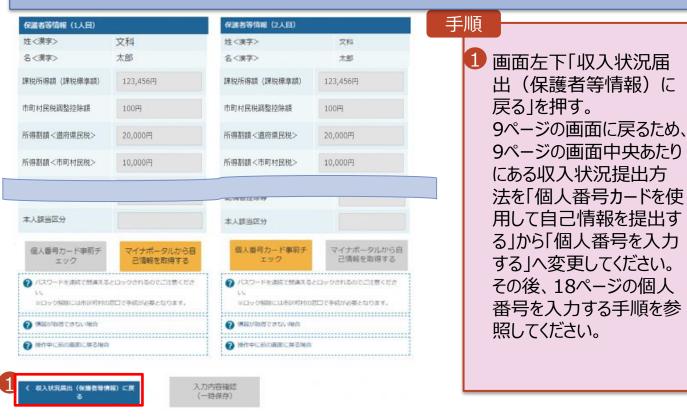
● クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、21ペー

再開する場合は、21ペー ジを参照してください。

# 【参考】個人番号カードを使用して自己情報を提出するを選択された方で、 エラー等で課税情報を取得できなかった場合にお読みください。

自己情報がエラー等になり、何度試しても課税情報を取得できない場合 →収入状況提出方法を自己情報から個人番号直接入力へ変更することをご検討ください。

### ①エラーメッセージが出たときに下のような画面が表示されている場合



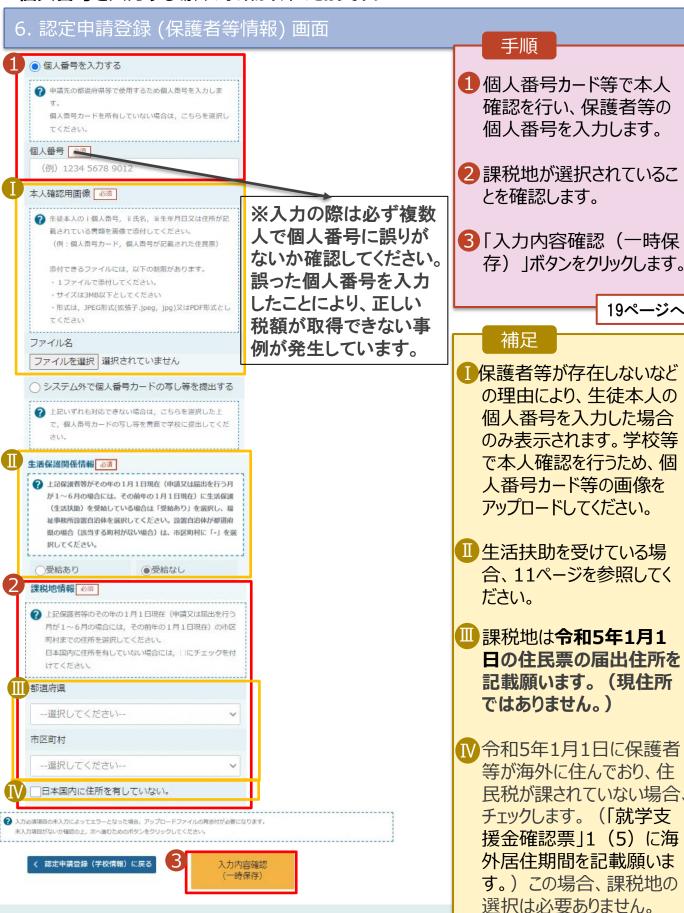
## ②画面がフリーズしてしまった場合、①のような画面が表示されていない場合

- 1.e-Shien画面(タブ)で開いているものがあれば、全て閉じてください。
- 2.再度e-Shienのログイン画面からログインし、「新規申請」の「認定申請」を押してください。
- 3.画面タイトルに「認定申請登録(再開確認)」と記載のある画面が表示されます(☞画面イメージは21ページ)ので、「はい、保存された受給資格認定申請を使用して申請を行います。」を選択します。保存された入力ページ(5~9ページのいずれか)が表示されますので、9ページの画面まで進み、9ページの画面中央あたりにある収入状況提出方法を「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」から「個人番号を入力する」へ変更してください。その後、18ページの個人番号を入力する手順を参照してください。

その他操作でご不明なことがございましたら、チャットボットまたはヘルプデスクをご活用ください。 (☞このマニュアルの表紙参照)

# 3. 受給資格認定の申請をする(13/15)

#### 個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。



# 3. 受給資格認定の申請をする(14/15)

### 7. 認定申請登録確認画面



#### 手順

- 1 生徒情報、学校情報、 保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- (3) 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

20ページへ

### 補足

- メールアドレス、個人番号 についての確認事項は、 それぞれの情報を入力し た場合のみ表示されます。
- 前の画面の入力内容を 修正する場合、「認定申 請登録(保護者等情報) に戻る」ボタンをクリックし ます。

# 3. 受給資格認定の申請をする(15/15)

## 8. 認定申請登録結果画面





### 9. ポータル画面

認定状況

意向登録状況,及び,毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

#### 手順

1 申請の登録結果が表示されます。 以上で受給資格認定申 請のオンラインでの作業 は完了です。 学校から配布された、 「就学支援金手続きのご 案内」のSTEP 2 へ進ん でください。

### 補足

- 審査が完了すると、学校から認定結果の通知書が届きます(6月初旬頃)。 メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- II メールは、「e-shien@ mext.go.jp」から送信 されます。受信拒否設定 等に問題がないかご確認 ください。 送信元が異なるメールが 届いた場合、不審メール の可能性があります。 判断に迷う場合は学校 に問い合わせてください。

## 手順

①審査状況、審査結果、申請内容を確認したい場合は、ポータル画面の認定状況の「表示」ボタンをクリックします。

### 補足

■ 審査状況欄が「審査 中」でない場合、申請が 完了していません。

## 4. その他

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。 申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「10.認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

## 10. 認定申請登録 (再開確認) 画面



### 手順

- 1 保存済みの情報を使って 申請を再開するか否かを 選択します。
  - 保存済みの情報を使用して申請を再開する場合
    - → 上部: はい
  - <u>新しく情報を入力する</u> 場合
    - → 下部: いいえ
- ②「受給資格認定申請を 行う」ボタンをクリックします。

## 補足

•「いいえ」を選択した場合、 一時保存されていた情報 が削除されます。